

令和5年2月27日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び
中核市 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

令和5年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担(補助)協議について(依頼)

日頃より厚生労働行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫負担(補助)協議を下記のとおり行うこととしましたので、ご対応よろしくお願いたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本協議は、令和5年度予算が政府案どおり成立した場合に活用するものであり、今後の国会での審議等踏まえ、再協議等を実施する可能性があることを申し添えます。

記

1 執行方針等について

(1) 令和5年度の執行方針

本負担金及び補助金は、限られた予算の範囲内で交付する法律又は予算補助事業であることから、適切に所要額を精査し予算を執行する必要があります。

本補助金については、予算の有効活用の観点から、当該事業の実施に当たり、真に直接必要と認められる経費に限って重点的に補助することとします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援することを目的として令和4年度第二次補正予算に計上した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」が令和4年12月2日より実施されています。当該交付金については、「令和5年度(令和4年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金にかかる交付金所要見込額調について」(令和5年2月13日付け厚生労働省社会・援護局書記室事務連絡)においてお知らせしたとおり、令和4年度執行分を除いた額を令和5年度に繰り越すとともに、各都道府県の交付金所要見込額を把握し、調整を行った上で、予算の範囲内で都道府県毎に交付金所要額として内示を行うこととしていることから、当該交付金の利用も積極的に検討していただくとともに、セーフティネット強化交付金に計上する費用について、当補助金で

重複計上することのないようお願いいたします。なお、執行に当たっては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金との調整が行われる可能性があることをあらかじめ御了知願います。

(2) 協議について

協議に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行い真に必要とされる経費のみを適正に見込んだ上で、交付申請の際には額の変更がないようご配慮の上、関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

(3) 留意事項

協議を行う上で、

- ① どのように事業の見直しを行ったのか
- ② どのように事業の優先順位をつけたのか
- ③ どのように経費を精査したのか

など、確認させていただく場合がありますので、その際は、検証資料等の提出やご説明にご協力願います。

また、協議書の記載方法や各事業の内容等については、各事業担当者にご照会いただきますようお願いいたします。

2 提出先

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係

chiiki-yosan@mhlw.go.jp

※ 電子媒体での提出をお願いいたします。

【留意点】

- 提出ファイルには自治体名をご記載ください。

例)【北海道】001 令和○年度自立相談支援事業費国庫負担金協議様式

- 都道府県におかれては、管内市区町村分をとりまとめの上、協議書を提出していただきますようお願いいたします。

また、提出に当たっては、管内市町村の協議書を様式毎にまとめた上で、ご提出いただきますようお願いいたします(別添の「【】提出(雛形)」を参照)。

- 市区町村におかれては、都道府県本庁(指定都市・中核市は厚生労働省)へ協議書をご提出ください。

3 提出期限

4月14日(金)18時(厳守)

※ 提出期限については、厳守していただきますようお願いいたします。

4 担当者一覧

本協議に関する照会の際は担当者一覧を参照すること。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係
TEL: 03-5253-1111 (内線 2877, 2857)

**令和5年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針等について**

令和5年度における生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付に関する基本的な考え方については、下記のとおりである。

記

○ 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業及び任意事業等に係る留意点（共通）

- 自治体の正規職員の人件費（給料、職員手当等、共済費）は国庫負担・補助の対象外とする。（※生活困窮者自立支援法に基づく事業は、地方交付税交付金措置がされているため、算定に該当する正規職員の人件費は国庫負担・補助の対象外となるもの）
- 住居確保給付金及び一時生活支援事業以外の事業については、個人への現金給付や現物給付又は個人負担を直接に軽減するもの（個人の資格取得等に必要な費用等）は国庫負担・補助の対象外とする。
- 1つあたり30万円以上の備品の購入は国庫負担・補助の対象外とする。
- 本制度に係るシステムの開発経費や、保守・運用経費等については国庫負担・補助の対象外とする。
- 研修や視察に関する旅費等の経費については、支援員の向上に資するものであれば対象経費とするが、支援員ではない職員が会議等に参加する場合の経費は国庫負担・補助の対象外とする。
- 以下に掲げる国が実施する研修への参加旅費については、それぞれ右欄に掲げる事業の国庫負担・補助の対象経費として差し支えない。なお、都道府県が実施する研修への参加旅費についても同様の取扱いとして差し支えない。

研修名	負担金・補助金
主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修、就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修（就労支援員が参加する場合）	自立相談支援事業
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修（就労準備支援事業従事者が参加する場合）	就労準備支援事業
家計改善支援事業従事者養成研修	家計改善支援事業
担当者研修、生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修	都道府県による市町村支援事業

テーマ別研修	参加する支援員が従事する事業
ブロック別研修、全国研究交流大会	参加する支援員が従事する事業
ひきこもり地域支援センター職員等研修	ひきこもり支援推進事業

- 委託料については、委託先ごとに積算内訳を添付すること。また、真に必要な経費のみを計上する必要があることから、委託料の内訳についても本取扱いに準じて協議すること。(委託料の内訳は、単に一般管理費などとするのではなく、対象経費の区分ごとに計上すること)
- また、再委託は、事業の効果的な実施に必要であると考えられる場合のみに認められるものとし、事業に付随する業務に限り、委託料の2分の1の範囲において可能とする。

<省略>

411 持続可能な権利擁護支援モデル事業

(1) 実施主体

都道府県、市区町村（都道府県・市区町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

(2) 国庫補助基準額

1自治体当たり5,000千円

(3) 対象経費

対象経費については、以下のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、扶助費、補助金及び交付金

(4) 補助率

3/4

(5) 留意点

本事業は、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、新たな連携・協力体制の構築により、権利擁護支援が必要な方への生活支援・意思決定支援の検討を行うため、以下の3つのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、本人とサービス提供事業者との利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法にとらわれない持続可能な権利擁護支援のしくみづくりを行うために必要となる各種経費について補助対象とする。

- ① 地域連携ネットワークにおいて、社会福祉法人やNPO法人、当事者等の団体、金融機関等の民間事業者が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する取組
- ② 本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人等への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組
- ③ 寄付等の活用により地域住民や企業等が権利擁護支援に参画する取組や、虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見の実施を行う取組

また、モデル事業を実施する自治体の採択に当たっては、地域や人口規模、実施方法、テーマごとの都道府県と市区町村数のバランスなどを総合的に勘案して、35自治体程度を選定する。

なお、人口規模や事業規模、事業内容等により、②に掲げる国庫補助基準額を超えて事業を実施する必要がある場合には、その理由を協議書に添えて提出すること。当局において、当該理由が合理的と認められる場合は、予算の範囲内で個別に協議に応ずる。

<省略>